



鳥取県公報

平成17年12月28日(水)
号外第214号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (123) (行政経営推進課) 2
 鳥取県会計規則の一部を改正する規則 (124) (審査指導室)10

告 示 鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱の廃止 (956) (循環型社会推進課)12

———公布された規則のあらまし———

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

介護保険法の一部改正及び鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の制定に伴い、知事の権限に属する事務が新たに加わることにかんがみ、当該事務に係る事務処理権限に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 介護保険法に基づく知事の権限に属する事務について、その事務処理権限の区分を定める。

権限区分	事 務 の 内 容
総合事務所長又は 東部福祉保健局長 委任	指定市町村事務受託法人の指定 (第24条の2)
	指定居宅サービス事業者の指定 (第41条)
	指定介護予防サービス事業者の指定 (第53条)
	指定地域密着型サービス事業者の指定等に係る市町村長からの届出の受理等 (第78条の2、第78条の10及び第115条の18)
	指定介護予防サービス事業者の指定の公示 (第115条の9)

(2) 鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく知事の権限に属する事務について、その事務処理権限の区分を定める。

権限区分	事 務 の 内 容
生活環境部長専決	生活環境影響調査に係る必要事項の決定等 (第6条)
	勧告の内容等の公表 (第38条)
循環型社会推進課 長専決又は保健所 長委任	事業計画書の受理等 (第6条)
	周知計画書の受理等 (第7条)
	現地調査の実施等 (第8条)
	事業計画の内容と関係法令等との整合性の照会等 (第9条)
	意見書の受理 (第12条)
	見解書の受理 (第13条)

	事業計画の周知等に関する指導及び助言等	(第14条)
	実施状況報告書の受理	(第15条)
	実施状況報告書等の送付等	(第16条)
	合意形成に関する審査結果の通知等	(第17条)
	意見の調整の申出の受理等	(第18条)
	意見の調整結果の通知等	(第19条)
	意見の調整の終結	(第20条)
	協定の締結に関する助言	(第21条)
	変更届出書の受理等	(第22条)
	廃止届出書の受理等	(第23条)
	協定の締結に関する助言	(第29条)
	事業者に対する報告の徴収	(第37条)
	生活環境影響調査結果書の提出等の勧告	(第38条)
保健所長委任	処理状況報告書の受理等	(第25条)
	事故状況等の届出書の受理	(第26条)

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布の日とする。ただし、(2)に係る部分の施行期日は、平成18年1月1日とする。

鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 納入者の利便性の向上を図るため、県外の金融機関の店舗に対する収納代理金融機関の指定について、既に指定しているみずほ銀行の店舗のほかにも拡大していくこととしている。
- (2) (1)に伴い、公金の管理の適正化を図るため、収納代理金融機関等が歳入金の納付を受けたときに指定金融機関の店舗に納付する収納金集計票について所要の改正をする。

2 規則の概要

- (1) 収納金集計票の納付日の欄の記入に係る留意事項について所要の改正を行う。
- (2) 施行期日は、平成18年1月1日とする。
- (3) 所要の経過措置を講じる。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第123号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

付 (一) 産業 廃棄物の 処分業に 係るもの (二) (一) 以外のもの の ア 告示 縦覧を 要する もの イ ア以 外のもの の										保健所長
5 同条例第 7条第3項 の規定によ る市町村長 の意見の受 理 (一) 産業 廃棄物の 処分業に 係るもの (二) (一) 以外のもの の ア 告示 縦覧を 要する もの イ ア以 外のもの の										保健所長
6 同条例第 8条第1項 の規定によ る現地調査 の実施 (一) 産業 廃棄物の 処分業に 係るもの (二) (一) 以外のもの の ア 告示 縦覧を 要する もの イ ア以 外のもの の										保健所長
7 同条例第 8条第2項 の規定によ る周知計画 の修正の指 示 (一) 産業 廃棄物の 処分業に 係るもの (二) (一) 以外のもの の ア 告示 縦覧を 要する もの イ ア以 外のもの の										保健所長
8 同条例第 9条第1項 又は第2項 の規定によ る市町村長 等への照会 又は当該照 会の結果の 通知 (一) 産業 廃棄物の 処分業に 係るもの (二) (一) 以外のもの の ア 告示 縦覧を 要する もの イ ア以 外のもの の										保健所長

	要する もの イ ア以 外のも の								保健所長
19	同条例第 18条第3項 の規定によ る市町村長 への協力の 要請 (一) 産業 廃棄物の 処分業に 係るもの (二) (一) 以外のも の ア 告示 縦覧を 要する もの イ ア以 外のも の								保健所長
20	同条例第 18条第5項 の規定によ る調整に関 する意見書 の受理 (一) 産業 廃棄物の 処分業に 係るもの (二) (一) 以外のも の ア 告示 縦覧を 要する もの イ ア以 外のも の								保健所長
21	同条例第 19条第1項 の規定によ る意見の調 整結果の通 知等 (一) 産業 廃棄物の 処分業に 係るもの (二) (一) 以外のも の ア 告示 縦覧を 要する もの イ ア以 外のも の								保健所長
22	同条例第 20条の規定 による意見 の調整の終 結 (一) 産業 廃棄物の 処分業に 係るもの (二) (一) 以外のも の ア 告示 縦覧を 要する もの イ ア以 外のも の								保健所長
23	同条例第 21条第2項 の規定によ る協定の締 結に関する 助言 (一) 産業 廃棄物の 処分業に 係るもの (二) (一) 以外のも の								

	もの イ ア以 外のも の									保健所長
30	同条例第 37条の規定 による報告 の徴収 (一) 産業 廃棄物の 処分業に 係るもの (二) (一) 以外のも の ア 告示 縦覧を 要する もの イ ア以 外のも の									保健所長
31	同条例第 38条第1項 の規定によ る動告 (一) 産業 廃棄物の 処分業に 係るもの (二) (一) 以外のも の ア 告示 縦覧を 要する もの イ ア以 外のも の									保健所長
32	同条例第 38条第2項 の規定によ る公表									
略										

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2循環型社会推進課の項に第11号を加える改正は、平成18年1月1日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第124号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。
様式第11号を次のように改める。

様式第11号 (第27条関係)

(1)
収 納 金 集 計 票
(鳥 取 県 公 金)

0		12	90
---	--	----	----

金融機関コード						
3						9

分類区分	
10	11

- 01 一般会計県税 (OCR)
- 02 一般会計県税 (パンチ)
- 04 一般会計税外 (OCR)
- 05 一般会計税外 (パンチ)
- 06 特別会計 (OCR)
- 07 特別会計 (パンチ)
- 08 歳入歳出外現金 (OCR)
- 09 歳入歳出外現金 (パンチ)

収 納 日					
12					17

納 付 日					
18					23

領収済通知書 枚 数		
24		26

枚

金 額											
27											38

円

指定金融機関 受 入 店 番		
39		41

指定金融機関受入日					
42					47

記 入 例

0	5
1	6
2	7
3	8
4	9

指定金融機関の取扱店舗、指定代理金融機関の取扱店舗及び収納代理金融機関の取扱店舗（取りまとめ店舗を経由して指定金融機関へ納付する県外の取扱店舗を除く。）以外の金融機関の店舗での収納日を記入

(2)

収 納 金 集 計 票
(鳥 取 県 公 金)

12	
0	91

金 融 機 関 コ ー ド						
3						9

分類区分	
10	11

(自動車税)

収 納 日					
12					17

納 付 日					
18					23

領収済通知書	
枚	数
24	26

枚

金 額									
27									35

円

指定金融機関		
受 入 店 番		
36		38

指定金融機関受入日					
39					44

指定金融機関の取扱店舗、指定代理金融機関の取扱店舗及び収納代理金融機関の取扱店舗（取りまとめ店舗を経由して指定金融機関へ納付する県外の取扱店舗を除く。）以外の金融機関の店舗での収納日を記入

記 入 例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する書類で、改正前の鳥取県会計規則の定めるところにより作成されているものは、改正後の鳥取県会計規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で新規則に定める書類として使用することができる。

鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱（平成4年鳥取県告示第317号）は、平成17年12月31日限り廃止する。

平成17年12月31日前に設置（その構造又は規模の変更を含む。以下同じ。）に係る知事への事前協議の手続が行われている産業廃棄物処理施設の設置に係る手続については、なお従前の例による。

平成17年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

